

# ワンストップサービスをご利用ください

## ○新型コロナウイルス感染症拡大防止について

自動車の各種登録に係る申告に関して、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、窓口申請手続における混雑を緩和するため、ワンストップサービスをご利用ください。

## ○ワンストップサービスとは

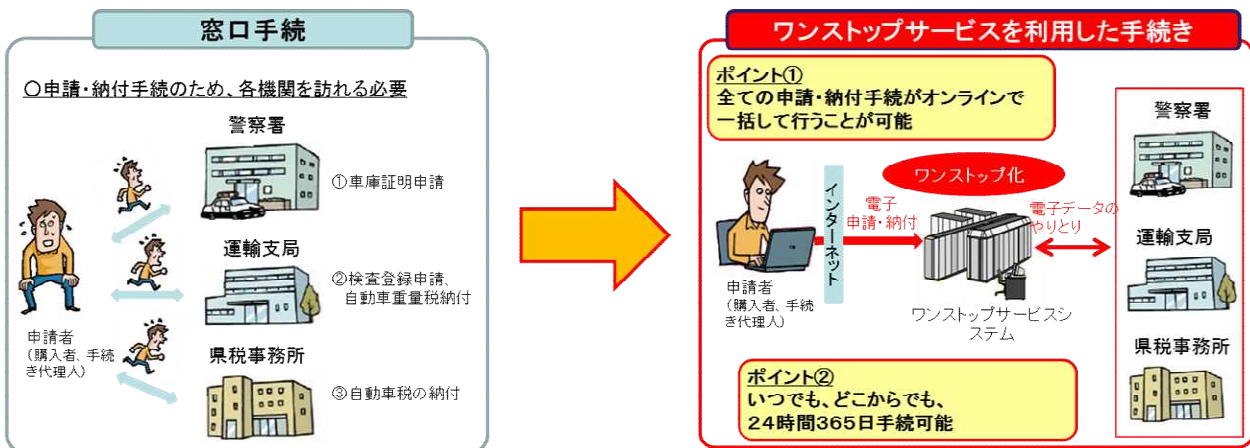
自動車を保有するためには多くの手続（新規登録、移転登録等）と自動車税等の納付（自動車税種別割、自動車税環境性能割等）が必要となります。これらの手続と自動車税等の納付をインターネット上で、一括して行うことを可能としたのが、「自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）」です。

○自動車保有関係手続のワンストップサービス <http://www.oss.mlit.go.jp/portal/>

概要は、以下のとおりです

## 自動車保有関係手続に係るワンストップサービス(OSS)(概要)

○自動車（登録車）の運行に必要な各種行政手続（検査登録、保管場所証明（警察）、自動車諸税の納税（県税））を、OSSによりオンライン・一括で行うことが可能。



※手続の終了後に、警察・運輸支局において、保管場所ステッカーおよび車検証等の受取が必要

### 対象手続

平成17年12月26日開始：新車新規登録

平成29年 4月 3日開始：中古新規登録、移転登録、変更登録、一時抹消登録、永久抹消登録、移転一時抹消登録、移転永久抹消登録、変更一時抹消登録、記載事項変更、継続検査

平成31年 4月 1日開始：解体等届出・輸出関係手続等

(国土交通省資料より)

東京都 主税局

課税部 計画課 自動車税班

03 (5388) 2954